

平成29年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成29年3月13日(月)午後1:30~2:20

2. 場所 : 役場庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	3	佐藤久美子
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭

4. 欠席委員 (2人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 議案第3号 平成29年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報について

日程第5 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

日程第6 議案第5号 不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

日程第7 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成29年第3回3月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、1番 田守 和人君にお願いします。</p>
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>それでは議事録署名委員には、3番 佐藤 久美子君並びに6番 長井 進君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第3、報告第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2ページをお開き下さい。</p> <p>日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。</p> <p>農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。</p> <p>これは、貸人が変わるため、利用権の合意解約です。理由は貸人が親子間で土地の所有権の贈与を行うためです。</p> <p>3ページに議案書の写し、4ページに合意解約書、通知書の写し</p>

	を添付してあります。以上報告を終わります。
議長	次に日程第4、議案第3号「平成29年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>5ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第3号 平成29年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供についてでございます。</p> <p>平成29年度農作業標準賃金を別紙のとおり改定したいので審議を求めるものです。また、平成28年度農地賃借料情報について、別紙により情報提供することに農業委員会の承認を求めるものです。</p> <p>去る、平成29年3月2日に五戸町役場に於いて五戸町、新郷村の両農業委員長、会長職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果であります。</p> <p>農作業標準賃金は青森県最低賃金の21円引き上げにより着色した部分の賃金が5,600円から200円引き上げ、5,800円としております。なお、それ以外の農業作業料金については据置きとなっております。</p> <p>また、農地賃料の平均額は昨年と同等になってございます。6ページに標準賃金表、及び農地賃料情報を添付してありますので、参考にしてください。今日の総会で決定、承認を頂きましたら3月中には全戸配布、ホームページで公表をする予定です。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第3号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第5 議案第4号 「贈与税の納税猶予に関する証明について」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをご覧ください。</p> <p>日程第5 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)についてご説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は租税特例措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。</p> <p>なお、証明願いが遅延して提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとするものです。</p> <p>今回、贈与税の猶予の継続のためにきちんと農業経営を行っている旨の承認を求めためのものであり記載のとおり贈与年が平成の方の方が2名となっております。</p> <p>なお、総会において承認されると受贈者が八戸税務署に農業継続証明書を添えて提出することになっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第4号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第5号 「不動産取得税徴収猶予に関する証明について」を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>8 ページをご覧ください。</p> <p>日程第 6 議案第 5 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について説明いたします。</p> <p>不動産取得税徴収猶予の適用を受けている下記の受贈者は、地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。</p> <p>なお、証明願いが遅延して提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。</p> <p>これは、農業経営の移譲の際、生前一括贈与を受けた農地の贈与税及び不動産取得税について、受贈者が農業経営を継続することを前提に、納税が猶予されているもので、3 年に 1 度、農業経営が引き続き行われていることを農業委員会が証明することにより納税猶予が継続されるものであります。</p> <p>今回は、不動産取得税の徴収猶予の継続のため、承認をお願いする対象者は、議案書記載の 3 名であります。</p> <p>この 3 名の方々について、引き続き農業経営を行っていることの承認を求めるためのものであります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 5 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 5 号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に日程第 7 議案第 6 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第 7 号について審議にいたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>9 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 7 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p>

	<p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のと通りの申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、使用貸借が1件、贈与2件の合計3件であります。</p> <p>議案第6号、受付番号7号は使用貸借の申請です。この申請は農業年金を引き続き受給のための使用貸借権の再設定であり、設定期間は10年間です。</p> <p>10ページに議案書の写し、11ページに農地法3条1項の調査書、P12に許可申請書の写し、P13に使用貸借契約書の写し、P14に位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は親子間の使用貸借であり、譲渡人が引き続き農業者年金受給のため譲受人と使用貸借の再設定をするものであります。またP11農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第7号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き日程第7 議案第6号 「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>受付番号第8号及び受付番号第9号を一括してについて審議にいたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは受付番号第8号、第9号については、譲渡人が夫婦で、子に一括して贈与するため、まとめてご説明申し上げます。</p> <p>15ページをお開き下さい。</p> <p>議案第6号、受付番号8号は所有権移転、贈与の申請です。この申請は譲渡人が高齢なため、子に贈与し引き続き営農するものです。15ページに議案書の写し、16ページに農地法3条1項の調査書、17ページに許可申請書の写し、18ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>またこの申請は親子間の贈与であり、P16農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>

	<p>以上受付番号第8号の説明を終わります。引き続き受付番号第9号の説明をいたします。</p> <p>19ページをお開き下さい。</p> <p>議案第6号、受付番号9号は所有権移転、贈与の申請です。この申請は譲渡人が高齢なため、子に贈与し引き続き営農するものです。P19-20 議案書の写し、P21 農地法3条1項の調査書、P22-23に許可申請書の写し、P24-25に位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>またこの申請は親子間の贈与であり、P21 農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>受付番号第9号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第6号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成29年 第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

議長

署名者

署名者